

# 長崎県セーリング連盟規約

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

本連盟は長崎県セーリング連盟(NSAF)と称し、World Sailing(WS)【国際セーリング連盟】の正会員である(公財)日本セーリング連盟(JSAF)に属する。

### 第2条(目的)

本連盟は長崎県のヨット界を代表し、セーリングの普及及び発展に寄与する事を目的とする。

### 第3条(事業)

本連盟は第2条の目的達成の為次の事業を行う。

1. 日本セーリング連盟及び長崎県スポーツ協会に対する協力。
2. 各種セーリング競技会の主催。
3. セーリングを通じて海洋思想の普及の為の指導・講習会などの開催。
4. その他本連盟の目的達成の為に必要な事項。

### 第4条(会員)

本連盟の会員は、長崎県におけるセーリングの愛好者で、規約を順守し本連盟の目的に賛同する者とする。

本連盟の構成は個人会員・団体会員及び賛助会員からなる。

1. 個人会員は長崎県セーリング連盟に登録した会員で同連盟の主催する競技会に出場できる者を言い、理事会の承認を得たものを言う。
2. 団体会員は、2名以上の個人会員を必要とし、理事会の承認を得たものを言う。
3. 賛助会員とは本連盟の事業に賛同する個人または法人で、理事会の承認を得たものを言う。

### 第5条(組織)

本連盟は個人会員と団体会員および賛助会員で組織する。

### 第6条(加盟)

本連盟に加盟しようとする者は、加盟申請書を提出の上理事会の承認を受けなければならない。

### 第7条(罰則)

本連盟の趣旨に反する行為をした場合、本連盟の秩序を乱したり 名誉を毀損した場合または会費の納入が

滞った場合は、理事会の決議により、警告・議決権停止・レース出場停止または除名などの処置を取ることができる。

## 第2章 役員

### 第8条(役員の種類)

本連盟に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 監査役 1名

### 第9条(役員の任務)

役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本連盟を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し。会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は理事会・総会を運営し会務を総括する。
4. 副理事長は理事長を補佐し。事故あるときはその職務を代行する。
5. 監査役は本連盟の会計事務を監査する。

### 第10条(役員を選出)

役員を選出は次のとおりとする。

1. 会長・監査役は総会にて推薦する。
2. 副会長は会長が推薦し、理事会で決定する。
3. 理事長は総会にて互選する。
4. 副理事長は理事長が推薦し、理事会で決定する。
5. 理事は各クラブから1名推薦する。ただし若干名の理事を総会で推薦する事ができる。

### 第11条(役員の任期)

役員の仕事は次のとおりとする。

1. すべての役員の仕事は2年とするが 再任を妨げない。
2. 補欠役員及び増員による役員の仕事は次期の役員改選時期までとする。

## 第3章 会議

## 第12条(会議の種類)

会議の種類は次のとおり。

1. 総会
2. 理事会
3. 専門委員会

## 第13条(会議の成立)

会議はその構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、代理人または委任状の事前提出をもって出席に代えることができる。

## 第14条(議決の決定)

会議の決議は出席構成員の過半数の賛成により決し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。ただし第7条(罰則)および第15条の3(規約の改廃)に関する限り、出席構成員の3分の2以上の賛成を要する。

## 第15条(総会)

総会は会長・副会長及び理事をもって構成し、理事長が総括し次の事項を審議する。

1. 役員を選出
2. 事業計画及び予算の決定ならびに決算の承認
3. 規約の改廃
4. その他の重要事項

## 第16条(総会の招集)

総会は年に1回以上会長がこれを招集する。ただし理事の3分の1以上の要望がある場合、会長は総会を招集しなければならない。

## 第17条(理事会)

理事会は会長・副会長・正副理事長・理事・監査役をもって構成し、次の事項の処理を行う。

1. 事業計画の立案
2. 予算案の編成および決算の処理
3. 総会提出議案の作成
4. 専門委員会の設置および解散
5. 業務執行に関する細則の決定
6. 緊急事項の処理
7. その他の会務に必要な事項

## 第18条(理事会の招集)

理事会は必要に応じて理事長がこれを招集する。

## 第19条(専門委員会)

専門委員会は理事会が委嘱する会員によって構成され、委嘱された事項を処理する。

## 第4章 会計

### 第20条(経費)

本連盟の経費は、次により賄われるものとする。

1. 会費
2. 諸登録・申請手数料
3. 補助金
4. 寄付金
5. その他の収入

### 第21条(会費)

加盟会員の会費は年額とし、その額は理事会で決定する。

### 第22条(会計年度)

本連盟の会計年度は、4月1日より3月31日までとする。

## 第5章 その他

### 第23条

本連盟に加入しているクラブまたは団体は、WSの競技規則を用いたヨットレースを理事会の承認をもって単独で主催することができる。

### 第24条

本規約の施行に必要な細則は別に定める。

#### 付則

1. 本規約は昭和40年4月1日より施行する。
2. 昭和45年2月11日 一部改正
3. 昭和49年1月1日 一部改正
4. 昭和53年1月28日 一部改正(第10条のみ)
5. 昭和63年1月31日 一部改正
6. 平成9年5月14日 一部改正
7. 平成12年1月30日 一部改正
8. 平成16年2月9日 一部改正
9. 平成17年3月6日 一部改正
10. 平成31年4月14日 一部改正
11. 令和5年4月23日 一部改正